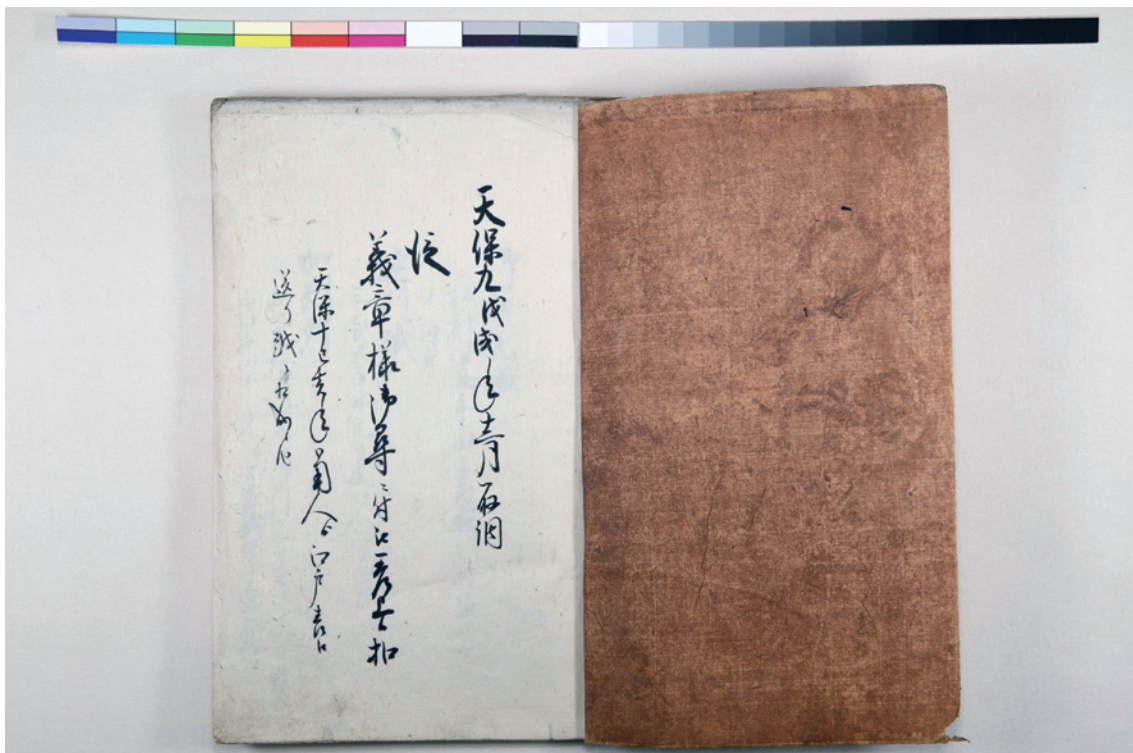
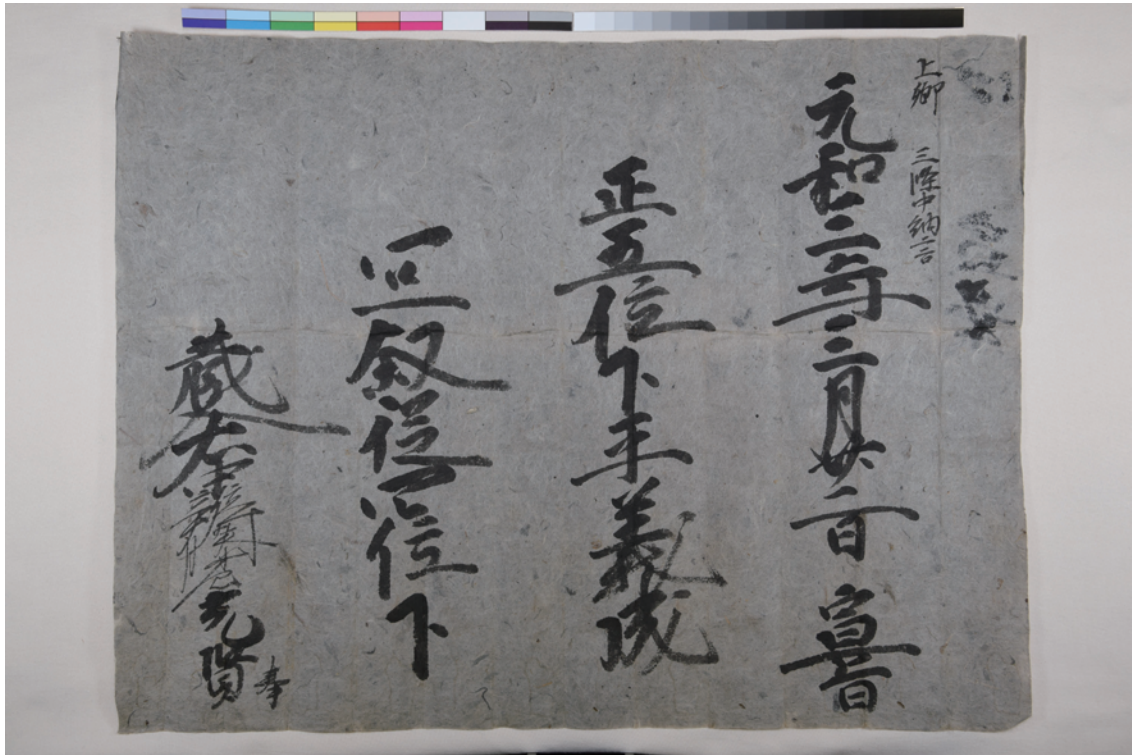


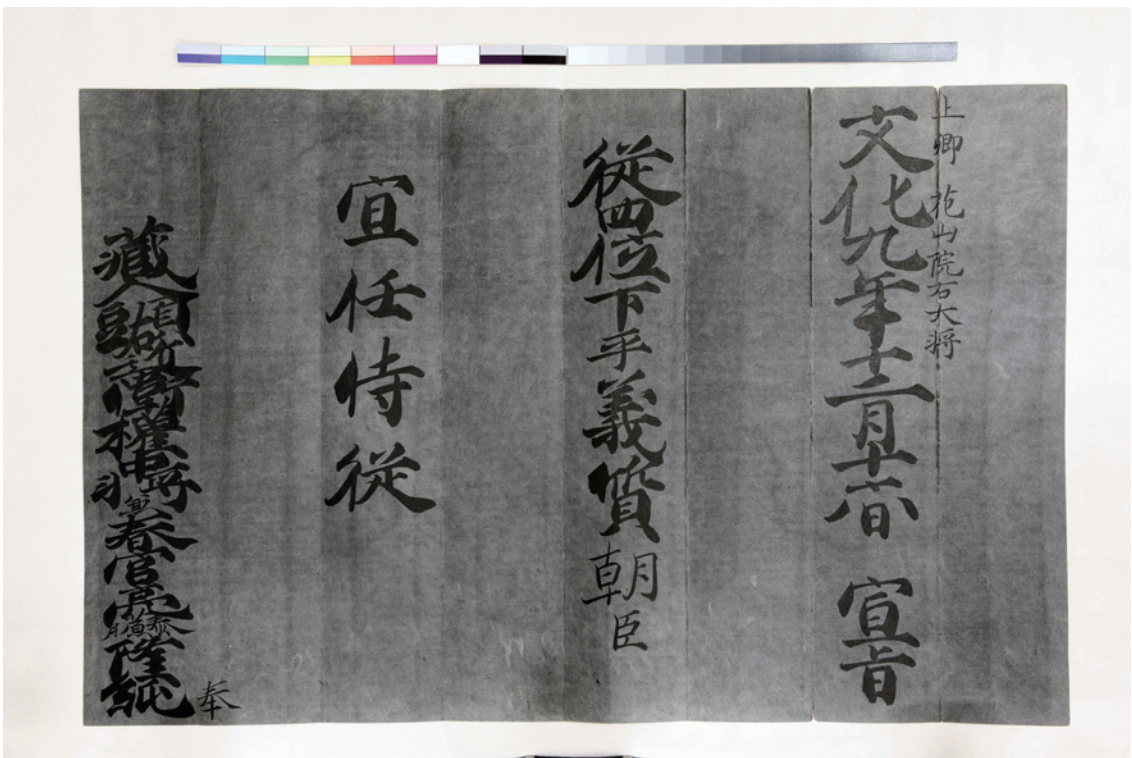
(図版1) 内野・津江家関係資料「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」表紙部分



(図版2) 内野・津江家関係資料「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」遊紙部分



(图版 3) 「宗義成口宣案」



(图版 4) 「宗義質口宣案」文化9年

兵曹奉

教倭人平信時為修義副尉

虎賁衛副司猛者

教
其父身死
天啓三年十月
除授奉禮曹受
閏

日

判書

參判

參知

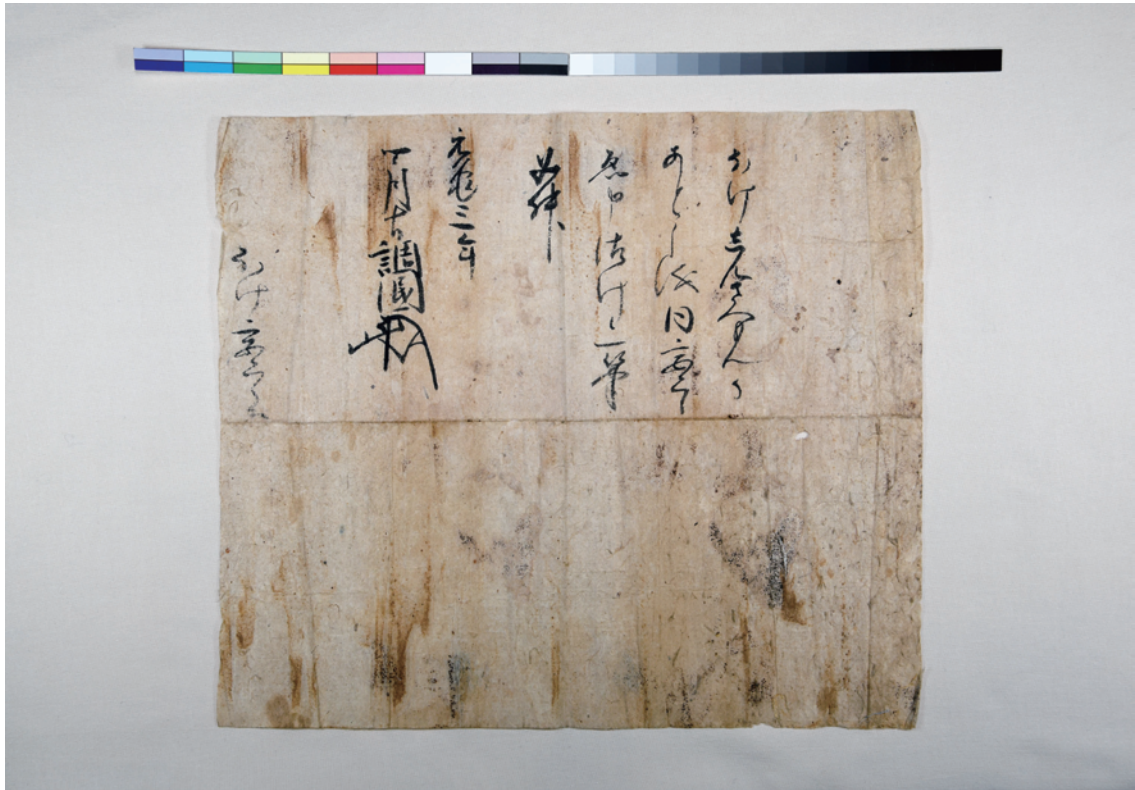
奉議臣閔

正郎臣鄭

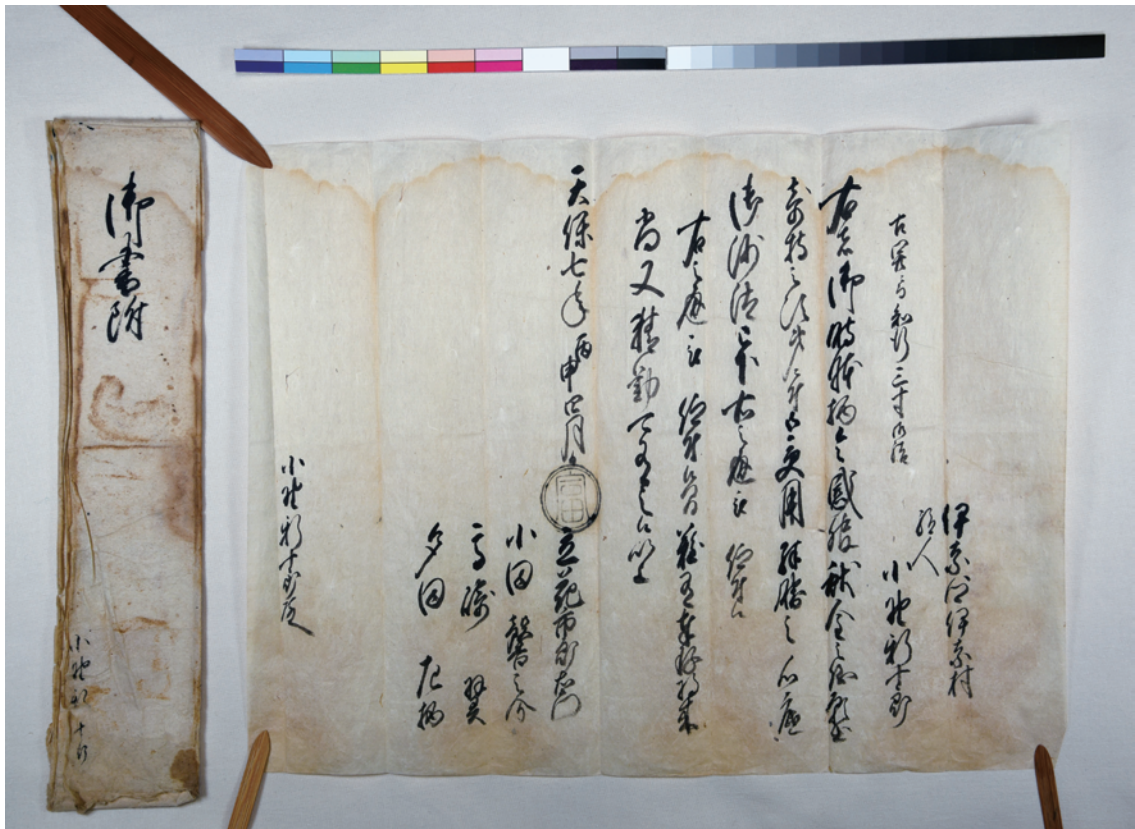


小野家告身
平信時修義副尉虎賁衛副司猛告身

(図版 5) 小野家文書「[平信時修義副尉虎賁衛副司猛告身]」 (管理番号 1 3 6)



(図版6) 小野家文書「[判物]」 (管理番号7)



(図版7) 小野家文書「[御書附]」 (管理番号68)

対馬宗家の家督相続と朝鮮通交（外交・貿易）

古川 祐貴

はじめに

関ヶ原の合戦（一六〇〇年）で軍事的覇権を確立した徳川家康（初代将軍）は、豊臣秀吉の朝鮮侵略（一五九二〜九八年）によって破綻した日朝関係を再開すべく、宗義智（初代藩主）に朝鮮王朝との講和交渉を命じた。中世以来、朝鮮貿易を生命線としてきた対馬宗氏にとって、日朝関係の再開は、領国再建の悲願であり、先の合戦で西軍に与したという微妙な立場も相俟って、信頼を回復するまたとないチャンスとなっていた。そのため義智は、朝鮮に使者を派遣し、講和交渉を開始する。しかし、日本に対する不信感を拭い切れない朝鮮は、要請を拒否するとともに、偵察を目的とする使節（惟政・孫文叟）を対馬へ派遣した。講和の成立を急ぐ義智は、同使節を、①戦争責任を謝罪する使節、②徳川秀忠（二代将軍）の將軍襲職を祝う使節と位置付け、家康・秀忠のもとへと案内する。これをもって家康は、講和成立と見做したが、朝鮮側にその意識がなかったことは言うまでもない。この後義智は、朝鮮側が提示する二条件―家康から先に謝罪の

国書を送ること、朝鮮侵略の中で陵墓を荒らした罪人を縛送すること―をもクリアし、慶長一二年度信使（一六〇七年）来日へと漕ぎ着ける。

こうして日朝関係は再開され、朝鮮と対馬宗氏との間に己酉約条（一六〇九年）が成立する。義智にはすでに慶長一〇年（一六〇五）、家康・秀忠によって朝鮮通交（外交・貿易）が命じられており、死去（一六一五年）後は、宗義成（二代藩主）へ家督とともに継承されたものと見られる。とりわけ義成は、若年（幼少）Ⅱ当時一三歳で家督を相続していたことから、朝鮮通交（外交・貿易）に際しては義智図書（銅製印章）を使用していたことが明らかとなっている。その義成が、自身の図書を用いて朝鮮通交（外交・貿易）を開始したのは、寛永六年（一六二九）のことであった。しかしその後、国書の偽造・改竄が発覚した「柳川一件」（一六三五年）が、徳川家光（三代将軍）によって結審されると、幕府は改めて朝鮮通交（外交・貿易）を義成に命じる。このとき義成も幕府に対して起請文を提出していたことを勘案すれば、これまでとは少し様相が違っていたことが想像される。幕府が朝鮮通交（外交・貿易）を命じ、義成が起請文を提出するという構図は、徳川家綱（四代将軍）の將軍襲職（一六五一年）時にも見られることから、「柳川一件」を機に定着したものと考えられる。

しかし、幕府から朝鮮通交（外交・貿易）を命じられることが、対馬宗家にとつてどのような意味を持っていたのかについては、あまりよく分かっていない。朝鮮通交（外交・貿易）が家督相続の際に命じられ、家督者（当主^{*10}）が「四つの口」（長崎口・対馬口・薩摩口・松前口）の一つ（対馬口）を担うと漠然と考えられてきたのである。

本文でも指摘するように、朝鮮通交（外交・貿易）は家督者（当主）であれば誰もが命じられるものではなかった。また命じられた家督者（当主）は、それに付随する様々な手続きを行わなければならない。これまで個別具体的に考えられてきた図書（銅製印章）についても、本来はこうした流れの中に位置付けられなければならない^{*11}。

以上を踏まえて本稿では、宗義真（三代藩主）——宗義倫（四代藩主）——宗義方（五代藩主）の家督相続を取り上げる。当該期を対象にするのは、この時期に家督相続に関する大きな変化が見られるためである。三代にわたる家督相続を子細に分析していくことで、対馬宗家当主が朝鮮通交（外交・貿易）を命じられることの意味や、それによって生じる様々な手続きについて明らかにしていきたい。

一、宗義真の家督相続

明暦三年（一六五七）一二月二七日、宗義真（従四位下、播磨守）

は、江戸城に呼び出され、幕府老中から家督の相続と朝鮮通交（外交・貿易）の継承、侍従への任官を命じられた^{*12}。そして、晦日に元服を迎えると、そのときより対馬守を名乗るようになる。これは二ヶ月前の一〇月二六日に、宗義成（二代藩主、義真実父）が死去したため、以上をもって義真は、従四位下・侍従、対馬守といった義成同様の地位に就くことができた^{*13}。

こうした経緯は朝鮮にも知らされるべき事案であり、国元（対馬）ではその準備が進められていた。家督の相続を朝鮮へ伝えるのは、「公儀之御使者」^{*14}の体裁をとる参判使のうち、告襲参判使と呼ばれる使節であり、持参する外交文書（書契）は、事前にその和文案を幕府老中へ見せる慣わしとなっていた。今回も対馬宗家一門中の松平正信（幕府奏者番）^{*15}を頼って、万治元年（一六五八）四月二九日に幕府老中の裁可を得たようである。書契（和文案）には、義真が家督を相続するとともに、義成同様の地位に就いたことが示され（「然者我（示義真）等事、旧冬無相違家督并官位義成（二代藩主）同前二被仰付、重疊難有仕合可有推察候、殊朝鮮取次之儀不相替如前代被仰付候、弥以誠信相互可申通与存候、…」、対馬で清書された上で、杉村又左衛門を正使とする告襲参判使（同年八月派遣）へと渡された。

一方で義真は、六月二一日に幕府へ暇乞いすると、九月一三日に初

入国を果たす^ま。これを受けて国元では、義真図書獲得に向けた図書参判使(同年一月派遣)を朝鮮に派遣している。正使を務めた唐坊佐左衛門には、事前に次のような「覚書」が提示されていた^ま。

①、従 公儀被遣之候硫黄之為御礼、对州迄^(密使)訳官可被差渡之由、尤二思召候与之事

②、義成様御印替之事^{(義成(二代藩主)図書)}

③、唯今之倭館二而八船之繫場悪敷、風波之時分往還之船難儀仕

之由承候条、釜山丸山二倭館ヲ被移候様ニ可被仰付与之事^(釜山城)

右之段、礼曹参判・参議并東萊・釜山江各々ニ以御書簡被^{(東萊府使) (釜山僉使) (書契)}

仰渡也

一条目は幕府が朝鮮に送った硫黄について、対馬まで御礼の訳官使^まを派遣するのが適当であること、二条目は義成図書を義真図書と取り換えること、三条目は倭館の場所が現在の場所では難儀するので、別の場所(丸山(釜山城))に移されたいこと、である。図書参判使ではあったものの、ここから唐坊が図書以外の使命をも帯びて、朝鮮に渡っていたことが分かる。「覚書」の末尾には、「右之段礼曹参判・参議并東萊(府使)・釜山(僉使)江各々ニ以御書簡〔書契〕被仰渡也」とあることから、図書以外の使命も書契に示された公式的なものであった、と行うことができる。

ここで二条目(義成図書と義真図書の交換)以外の内容についても触れておこう。一条目の幕府が朝鮮に送った硫黄とは、明暦度信使(一六五五年)の要請に基づくものである。当時の中国は、李自成の乱(一六四四年)に端を発する「明清交替」の真つ只中にあり、その影響は朝鮮にまで及んでいた。そのため朝鮮では、明暦度信使(一六五五年)を介して、義成に礼曹参判書契を送り、「贈硫黄」を乞うたのである^ま。書契を受けた義成は、早速幕府への転送を開始する。この後幕府がどこから硫黄を入手したのかは定かではないが、「旧記雑録」に急遽、硫黄献上に関する記事(幕府老中連署書状)が掲載されていることから、あるいは鹿児島島津家に対して献上を命じていた可能性がある^ま。調達された硫黄は、幕府から対馬宗家に与えられ、明暦三年(一六五七)三月二五日に幾度^ま三郎兵衛によって朝鮮側へ届けられた^ま。

もう一つの倭館移転に関しては、江戸時代初期に設置された豆毛浦^{トウムボ}倭館からの移転を指す。交渉はすでに寛永一七年(一六四〇)から始まっていたようであり、この度の交渉は二度目に当たる^ま。しかし、実際に移転が叶ったのは、延宝六年(一六七八)のことであり、移転先も丸山(釜山城)ではなく、草梁^{チヨリヤン}の地であった。ここからいかに交渉が難航していたのが窺えるが、草梁に移って以降の倭館は、明治六年(一八七三)の明治政府(日本国外務省)による接收を迎えるま

で約二〇〇年継続した。

さて、図書参判使として朝鮮に渡った唐坊は、倭館移転以外の交渉をまとめ、万治二年（一六五九）五月朔日の訳官使（洪知事・朴判事）来島へと漕ぎ着ける。仁位格兵衛（倭館館守）を伴って来島した一行は、五日に金石城（対馬藩主居城）へと登城すると、義真に対して「朝鮮之御書翰」（礼曹参議書契）を捧呈し、さらに「硫黄御礼進物」（御家督御慶御書簡・御進物）を渡して、幕府の硫黄送付に対する謝意、義真の家督相続に対する祝意を述べた。そしてこの後に行われたのが、義真図書引渡しである。

一、御代替二付、義真様へ新御印朝鮮国方持参、仁位格兵衛（宗・三代藩主）
持出、広縁にて知事へ渡す、知事請取、御印之奏者古川式部（義真図書）
へ中段にて渡す、式部請取、上段床際におき退、則両使罷（倭館館守）
出拜礼仕ル（洪・訳官使）
（洪知事・朴判事）

朝鮮より持参した義真図書を仁位格兵衛が持ち出し、洪知事へ渡した後、古川式部が受け取り、広間上段床際に置いている。古川家は中世以来、文引・書契の発行を掌った家柄であり、江戸時代においては年寄中の一人として図書の管理のほか、捺印行為も行っていたことが分かっている。図書引渡しに「御印之奏者」として参席していたのも、まさにこうした事情があったためであろう。義真図書引渡し

の場面は、これ以上詳細にすることはできないが、旧印となった義成図書もこのときの訳官使を通じて返却がなされた。以上の手続きをもって義真は、家督を相続するとともに、従四位下・侍従、対馬守といった義成同様の地位に就き、さらには朝鮮通交（外交・貿易）の継承、義真図書の受領をも完了させたのである。

二、宗義倫の家督相続

宗義真（三代藩主）は、その後三〇年以上にもわたって藩政を治めたが、元禄五年（一六九二）四月三日になって、隠居の意向を阿部正武（幕府老中・朝鮮御用老中）へ伝えている。理由としては、「殊外病者二御座候而、漸公儀之御勤被成候、齒も落、眩暈も有之候」ためという。狩野養朴（常信・幕府絵師）を通じて相談を受けた阿部は、一人では判断できないとし、このときは義真の年齢を聞くにとどまっている。

同じ頃、田嶋十郎兵衛（対馬藩江戸留守居）も狩野を訪れ、義真の隠居と宗義倫（従四位下、右京大夫）への家督相続、対馬藩江戸家老の將軍御目見復活に関する相談を行っていた。特に家老の將軍御目見は、「柳川一件」（一六三五年）以来「中絶」していた案件であり、対馬宗家としては義倫への家督相続を機に復活させようと考えていた。

対する狩野からは、隠居願いは早々に出すべきだが、御目見復活とは分けて願ひ出るべきことを指摘されている。対馬宗家はこれに従い、六月九日に松平正久（幕府奏者番）を通じて、幕府への隠居願いを提出した。この隠居願いは、身体的な不調から「例月之出仕」もままならない状況が述べられ、義倫への家督相続を願う内容となっている。義真は当時五五歳であったが、これ以前に「増火消」の役儀をも回避していたことを考えれば、身体的な不調は相当のものだったのかも^{＊55}。以上をもつて義真の隠居願ひ、義倫への家督相続願ひは、幕府によって聞き届けられたのである。

その結果は、六月二十七日に義真・義倫、江戸城登城の上、白書院において伝えられた。戸田忠昌（幕府老中・御用番老中）から「願之通達上聞〔徳川綱吉〕、隠居被仰付候、右京大夫〔宗義倫〕儀、家督無相違被仰付候」と命じられたのである。そして、「朝鮮筋之儀、対馬守〔宗義真〕仕来候通、右京大夫〔宗義倫〕可相勤由、上意ニ而御座候」ことも伝えられ、義倫は上意によって朝鮮通交（外交・貿易）をも継承した。さらに翌日には、家老の將軍御目見に関する指示が阿部からなされ、七月一二日に家老三名の披露が実現している。柳川調興（対馬宗氏重臣）が御目見して以来、少なくとも半世紀余りが経過しており、以後家老の將軍御目見は家督相続時の恒例となる^{＊56}。

しかし、義倫は未だ義真同様の地位には就いていない。侍従への任官と、対馬守の名乗りがまだ許されていないからである。義真の際は、家督相続とほぼ同時に侍従への任官がなされ、対馬守を名乗ることができている。こうした状況を鑑みた多田与左衛門（対馬藩江戸家老）は、阿部のもとを訪れ、阿部用人に対して次のようなことを述べている。

扱又先頃茂申上置候様ニ、右京大夫方方為通用対馬守銅印を指返し、右京大夫実名ニ於朝鮮国為彫替申候、此儀以別使追付

（朝鮮王朝）

彼国へ申渡候、銅印到来次第右京大夫方諸事通用仕候、：印

判無御座候而者、右京大夫通用不罷成候付、家督蒙 仰候上者、

諸事右京大夫方通用不仕候而者、家督之詮茂立不申候付、追付

使者指渡申候、対馬守家督初而書簡指渡候節者、侍従ニ被任候以

（書契）

後ニ而御座候、此段為御心得先規之様子申上置候

義真図書を朝鮮へ返却し、義倫図書を受領することで、義倫の朝鮮通交（外交・貿易）を開始したい旨が記されている。しかし、訴えの主眼はそこではなく、最後段の「対馬守家督初而書簡〔書契〕指渡候節者、侍従ニ被任候以後ニ而御座候」にあった。それは以前にも阿部に対して家督相続と同時に侍従には任官されるもの、といった説明をしていたことから明らかである^{＊57}。多田が主張するほど朝鮮通交

(外交・貿易)に侍従任官が必須だったとは思えないが、その背景には激化する官位昇進競争が影響していたものと見られる³⁰⁾。幕府が知り得ない朝鮮通交(外交・貿易)と絡めて話を展開することで多田は、早期の侍従任官を実現しようとしていたのであろう。

こうした多田の働きかけが功を奏したのか、一二月一八日になって義倫は登城を命ぜられる。幕府役人が列座する中、大久保忠朝(幕府老中・御用番老中)から侍従任官が伝えられたのである。そして翌日に大久保宅を訪問した義倫は、「望名 対馬守」と記した「書付」を提出し、このときより対馬守を名乗るようになる。一方の義真は、一〇月に暇が下され、そのときに刑部大輔を名乗ることが決定していた。以上を経て義倫は、従四位下・侍従、対馬守という義真同様の地位に就くことができたのである。

また年が改まると、対馬宗家では書契(和文案)と義倫起請文案を阿部に提出している。前者は告襲参判使が持参する書契であり、その内見は以前にも行われていた。しかし、後者の起請文案については今回が初となる。急遽、起請文が提出されるようになった理由は分からないが³¹⁾、元禄六年(一六九三)二月六日には、起請文一式を取り揃え、幕府への正式な提出を済ませている。以後も家督相続の度に起請文が提出されていることを考えれば、義倫時が先例となっていたこと

が分かる。そして義倫は三月一日に江戸を出立する。

このタイミングで国元では、義倫の家督相続を知らせる告襲参判使(同年四月派遣)を朝鮮へ派遣している。前回の告襲参判使は、義真の家督相続を知らせるだけのものであったが、今回は義倫図書の鑄造をも依頼する使節であった。しかし、持参された書契にそのことが記されていないことを考えると、単に口頭での依頼にとどまったものと見られる。図書を効率よく受領するために、告襲参判使の役割が一部変化していたのであろう。依頼した図書はこの後派遣された図書参判使(同年九月派遣)によって受領され、まもなく義倫のもとへと届けられる³²⁾。そして旧印となった義真図書も、義倫の家督相続を祝う元禄六年(一六九三)度訳官使(安同知・朴僉知・金正)を機に返却がなされている。

三、宗義方の家督相続

しかし早くも、元禄七年(一六九四)六月には、宗義倫(四代藩主)の体調が優れず、養子を置いた方がよいとの議論がなされている³³⁾。義倫には実子がおらず、仮養子³⁴⁾の際には、根緒次郎(義倫弟)という人物を指名していた。二八日になって跡式に関する協議が一門中でなされると、翌日には阿部正武(幕府老中・朝鮮御用老中)の内意を

受け、次郎を正式な後継者とする「願書案」を完成させている。「願書」は大久保忠朝（幕府老中・御用番老中）へ提出されたが、その詳細については分かっていない*₁。「願書」提出を受けて幕府は、次郎に出府を命ずる。しかし次郎が到着する前に、義倫は江戸で死去してしまふのである。

出府した次郎は、阿部から「宗」を名乗るよう指示され、実名（諱）も「義方」と改めている。残るは幕府から家督相続が認められるだけであったが、義方が家督相続するに当たっては、一つ大きな問題が存在した。それは義方が若年（幼少）であったという事実である。これまで対馬宗家では、宗義真（三代藩主）が一九歳、義倫が二二歳のときに家督を相続していた。しかし、義方はこのとき一歳であり、幕府から相続の妥当性を問われる可能性があった。そのため、樋口孫左衛門（対馬藩江戸家老）・平田直右衛門（同）は、狩野養朴（常信・幕府絵師）を訪れ、義方の家督相続に関する協議を開始するのである。

懸念された事項は二つ。対馬への国目派遣と、侍従への幼少任官についてである。前者は家督者が若年（幼少）の場合に派遣される幕府役人のことであり*₂、これに対しては、①対馬が小国であること、②対馬にはすでに外交文書（書契）を取り扱う五山僧（以酌庵輪番僧）がいること、③義真が健在で義方の後見人となり得ること、を理由に

断ろうとしている。対馬宗家では幕府の目の届かないところで様々な「操作」を行っていたことから*₃、こうした事態は何としても避けなければならなかった。続く後者については、一般的に家督相続は「一七歳の制約」*₄に基づいて認められる傾向にあり、官職への任官もこれに準じていた。そのため協議では、①無官のままだと礼曹参判・参議宛て書契の体裁が悪いこと、②過去に宗義成（二代藩主）が一三歳で家督者となり、侍従任官まで果たしたこと、を理由に、幼少任官を実現しようとする。やはり対馬宗家では、朝鮮通交（外交・貿易）を利用して、侍従任官の実現を正当化しようとしていたことが分かる。

その後狩野がどのような働きかけを幕府に行ったのかは定かではないが、一月二五日になって義方は登城を命ぜられる。そして白書院において阿部から、「家督之儀、対馬守〔宗義倫〕願之通、無相違次郎〔宗義方〕江被仰付候、朝鮮筋御用之儀、乍隠居相勤候様ニ与刑部大輔〔宗義真〕江以奉書被仰付候」ことが伝えられたのである*₅。これによって義方は、問題なく家督を相続することができたわけだが、肝心の朝鮮通交（外交・貿易）については義真が担うこととなっている。ではなぜ義方は朝鮮通交（外交・貿易）を継承することができなかったのだろうか。

確かに義方は家督相続の時点で、従四位下・侍従、対馬守にはなっ

ていない。実際にその地位に就いたのは、元禄九年（一六九六）一二月のことであり^{*48}、相続から二年余りが経過していた。これは一三歳で家督者（当主）となり、従四位下・侍従、対馬守となった義成の例を参考にしたものと思われる。しかし、その地位に就いてもなお、義方は朝鮮通交（外交・貿易）を継承することができなかった。引き続きそれは義真が担っていたのである^{*49}。その理由について義真は、元禄一〇年（一六九七）六月三日付阿部宛て書状において次のようなことを漏らしている^{*50}。すなわち、「然者同氏対馬守〔宗義方〕儀、来年十五歳ニ被成候、依之朝鮮之御用被仰付被下候様ニ仕度候、乍然未若年ニ御座候処、大切之御用相勤候段茂無心元奉存候、私〔宗義真〕茂病身ニ者候得共、唯今迄之通勤候而御奉公ニ罷成義ニ候者、対馬守十七、八歳ニ被成候迄者相勤申様ニ成共、兎角者上〔江戸幕府〕之思召ニ応候様ニ仕度奉存候」であり、朝鮮通交（外交・貿易）は重要なので、義方が一七〜一八歳になるまでは譲れないといったことが記されている。ここから朝鮮通交（外交・貿易）不継承の理由が義真にあったことが理解できる^{*51}。

その言葉通り義方は、一八歳となった元禄一四年（一七〇一）九月一七日に朝鮮通交（外交・貿易）が幕府から認められている^{*52}。任命後は、阿部に義方起請文案と書契（和文案）を見せていることから、

①起請文は朝鮮通交（外交・貿易）を継承していなければ提出することができなかったこと、②義方の告襲参判使は未だ派遣されていなかったこと^{*53}、が分かる。起請文は前書のほとんどが朝鮮通交（外交・貿易）に関するものであったため^{*54}、家督を相続しただけでは提出することができなかったことが容易に想像されるが、一方の告襲参判使は家督相続を知らせ、前藩主の図書によって派遣されるものであったから、相続が叶った時点で送られていてもよさそうなるものである。しかし、それがなされていなかったのは、告襲参判使が単に家督相続を知らせるだけでなく、図書鑄造をも依頼する使節に成り変わっていたためであろう。朝鮮通交（外交・貿易）を継承していない義方が、図書を受領する理由はなく、ために家督相続から八年も経過した元禄一五年（一七〇二）七月に義方の告襲参判使は派遣されたのである^{*55}。同参判使によって依頼がなされた図書は、その後派遣された図書参判使（同年一〇月派遣）によって受領され、まもなく義方のもとへと届けられる^{*56}。一方で旧印となった義真図書は、義真の死去に伴い、宝永二年（一七〇五）一月に児名図書（彦満図書）とともに訳官使（韓僉知・呉正）へと返却されている^{*57}。家督相続してからこの時点で一〇年余りが経過しており、義真（三代藩主）・義倫（四代藩主）に比べ、今回の事例が極めて異例であったことが窺えるだろう^{*58}。

おわりに

これまで宗義真（三代藩主）から宗義方（五代藩主）に至る家督相続を検討してきた。その中で明らかになった事実は、家督相続して当主になったとしても、朝鮮通交（外交・貿易）を継承していなければ藩主足り得なかったといったことであろう。通常、朝鮮通交（外交・貿易）は家督とともに命じられ、じきに従四位下・侍従、対馬守の地位に達する。幕府老中に対しては、告襲参判使書契（和文案）の内見を依頼し、宗義倫（四代藩主）期以降からは、藩主起請文の提出、江戸家老の將軍御目見も加わった。一方の国元では朝鮮に対して、家督相続を知らせる告襲参判使が書契（幕府老中内見済み）を持って派遣され、後に凶書獲得に向けた凶書参判使も送られたのである。

しかし、朝鮮通交（外交・貿易）を継承していなければ、こうした手続きが発生することはなかった。唯一、江戸家老の將軍御目見は行われたが、それは朝鮮通交（外交・貿易）とは直接関わりがなかったためである^ま。幕府へ提出された藩主起請文は、前書に朝鮮通交（外交・貿易）に関わる内容が多く含まれていたし、朝鮮へ派遣された告襲参判使も、途中から凶書鑄造を依頼する役割が付与されたことから、朝鮮通交（外交・貿易）を担っていなければ派遣することができない代物となっていた。本文でも述べたように、義方は初入国すら果たせ

ていなかったことから、朝鮮通交（外交・貿易）の継承は藩主になる上で必須の要件であった、と言うことができる^ま。

ところで、義方が朝鮮通交（外交・貿易）を継承できなかった要因として、義真の存在があったことは指摘した。義真は阿部正武（幕府老中・朝鮮御用老中）宛て書状の中で、朝鮮通交（外交・貿易）は重要なので、義方が一七〜一八歳になるまでは自身が務める旨を主張している。若年（幼少）の家督者が、朝鮮通交（外交・貿易）を実質的に担わないというのは、宗義成（二代藩主）以来の慣行であったと考えられるが^ま、この一七〜一八歳という年齢が何に基づくものであったのかは分からない。恐らく当時慣習となっていた「一七歳の制約」に基づいて考案されたものであつたらう。しかしここで肝心なのは、一七〜一八歳にしなければ、本当に朝鮮通交（外交・貿易）を担うことができなかつたのか、ということである。たとえば、以後の家督相続の状況を鑑みると、宗義功（二代藩主）は八歳で家督を相続し、同時に朝鮮通交（外交・貿易）を担っていたし、宗義質（二代藩主）は一三歳、宗義達（五代藩主）は一六歳で同様の地位に就いている^ま。つまり「一七歳の制約」に基づく朝鮮通交（外交・貿易）のあり方は、幕府や対馬宗家に明確な基準があつたわけではなく、義真が独自に創出したものだったのである。この直後、仮養子を指名する際に

一七歳以上の後継者が度々指名され続けた背景には^ま、まさにこうしたルールが存在していたためと考えられる。

それでは何ゆえ義真は独自のルールを創出する必要があったのだろうか。考えられる要因として、「元禄竹島一件」が挙げられる。同事件は鳥取藩領米子町人の訴えに応じて、幕府が竹島（鬱陵島）出漁禁止を朝鮮側に求めた元禄六年（一六九三）から、幕府が日本人の竹島（鬱陵島）出漁禁止を命じた元禄九年（一六九六）に至る出来事である^ま。ちょうど義倫（四代藩主）から、若年（幼少）の義方（五代藩主）へ家督が相続された時期に当たり、対馬宗家としては「内憂外患」の危機に直面していたと言える。そうした中で、三〇年以上にもわたって朝鮮通交（外交・貿易）を担った義真（三代藩主）の経験が活かされたであろうことは想像に難くない。義真は病身ながら義方に代わって朝鮮通交（外交・貿易）を務めたのである。ところが、右の幕令^日本人の竹島（鬱陵島）出漁禁止（一六九六年）が朝鮮側へ伝わる以前、安龍福^{アンリョボク}ら一名の朝鮮人が鳥取藩領へ来航するといった事件が起こる^ま。幕府は来航地である鳥取池田家に対応を求めるも、対馬宗家を飛び越えた幕府の対応に対して、義真は不快感を露わにする^ま。義真が急遽阿部宛てに書状―義方が一七〜一八歳になるまでは自身が朝鮮通交（外交・貿易）を担う―を書き送ったのは、まさにこうした事情が

あったためであると考えられ、対馬宗家の朝鮮通交（外交・貿易）を軽視する幕府に対して^ま、社会通念^日「一七歳の制約」に照らした独自のルールを創出することで、その重要性を改めて訴えようとしたのであろう^ま。

義真のこうした動きは、仮養子の指名に大きな影響を与えるも^ま、朝鮮通交（外交・貿易）に対する幕府の認識^日軽視を改めるには至らなかった。それはこの後にも対馬宗家が重く見せるための働きかけを実施していたことから理解できる。それでは具体的にどのような働きかけが行われていたのであろうか。その内実については稿を改めて述べることにしたい。

^ま 中野等『戦争の日本史 16 文禄・慶長の役』（吉川弘文館、二〇〇八年）二八一頁、荒木和憲「対馬宗氏の日朝外交戦術」（荒野泰典・石井正敏・村井章介編『日本の対外関係^日 地球的世界の成立』（吉川弘文館、二〇一三年）二五〇〜二五二頁。寺沢正成^{まさしげ}（天草領主）が、対朝鮮外交の代替要員として控えていたことも（荒野泰典『近世日本と東アジア』（東京大学出版会、一九八八年）一八五頁）、義智にとつて大きなプレッシャーとなっていたようである。

^ま なお、当該使節の位置付けに関しては、荒木和憲「日朝講和交渉過

程における偵探使の位置づけ」(韓日文化交流基金)
『근세한일관계의 실상과 허상』(近世韓日關係の) (実像と) (虚像) (景仁文化社)

『근세한일관계의 실상과 허상』(近世韓日關係の) (実像と) (虚像) (景仁文化社) 二〇一〇年、大韓民國) 一八八〜一九八頁に詳しい。

* 荒木前掲「対馬宗氏の日朝外交戦術」二五一頁。

* 己酉約条(一六〇九年)の成立事情については、中村栄孝『日鮮關係史の研究 下』(吉川弘文館、一九六九年)二八二〜三〇〇頁、荒

木和憲「己酉約條の締結・施行過程と對馬の「藩營」貿易」(韓日文化交流基金)
『한일문화교류기금編』(韓日文化交流基金) 『壬辰倭亂에서 朝鮮通信使의 길로』(かじ) (道) (景仁文化社)

『경인문화사』二〇一九年、大韓民國)一〇九〜一一八頁に詳しい。

* 鈴木棠三編『對馬叢書第三集 十九公實録・宗氏家譜』(村田書店、一九七七年)一六五頁。義智が朝鮮通交(外交・貿易)を命じられたことを示す史料は、管見の限り「宗氏家譜」しか存在しない。

* 義成(二代藩主)の家督相続の状況については、史料の残存状況も影響してか、あまり分かっていない。

* 米谷均「近世前期日朝關係における「図書」の使用実態」(『史観』一四四、二〇〇一年)三頁。

* 荒野泰典「幕藩制国家と外交―対馬藩を素材として―」(『歴史学研究』別冊特集、一九七八年)九九頁。

* 「起請文及び覚書看板」(九州国立博物館所蔵「対馬宗家文書」P14164)。

* 本稿では、「当主」と「藩主」を意識的に使い分けている。前者が単に家督を相続した存在であるのに対して、後者は家督相続した上で、実際に領国(藩)に赴き、藩政を執り行う人物を想定しているからである。そのため、「藩主」であって「当主」でないことはあり得ないが、「当主」であって「藩主」でないことはあり得るとの立場をとる。

* たとえば、米谷前掲「近世前期日朝關係における「図書」の使用実態」、山口華代「対馬に現存する宗氏の図書二点」(佐伯弘次編『アジア遊学 177 中世の対馬 ヒト・モノ・文化の描き出す日朝交流史』(勉誠出版、二〇一四年)など。

* 「義貞様御家督日記書抜」(長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類 1/1/S(2)/148)には、「殿〔宗義貞〕様御登城〔江城〕被遊候処、御家督并朝鮮御用如前々被蒙仰、殊御官位侍従被任」とある。本章では特に断らない限り同史料による。

* 従四位下・侍従、対馬守は、元々宗義智(初代藩主)が豊臣秀吉期に命じられていた地位である。

*14 石川寛「対馬藩の自己意識―「対州の私交」の検討を通じて―」（九州史学研究会編『境界のアイデンティティ』『九州史学』創刊30周年記念論文集…上）（岩田書院、二〇〇八年）三〇九頁。

*15 松平正信はその正室が宗義成娘（義真妹）であり、対馬宗家とは縁戚関係に当たる（荒木裕行「幕藩間交渉における非制度的関係の位置づけ」『歴史学研究』別冊特集、二〇一九年）九七〜九八頁。ちなみにその子（松平正久）も、幕府奏者番・幕府若年寄を務め、一門中として正信同様の役割を果たしていたことが分かる。

*16 義真（二代藩主）には、家督相続以前に明暦度信使（一六五五年）を迎えるため、義成（二代藩主）に同行し、初入国を果たした過去があった（「公命ニ依而信使〔明暦度信使（一六五五年）〕御同伴ニ而、初而御入国被遊候、…」。義真が家督相続前に従四位下、播磨守に任じられていたのも、明暦度信使（一六五五年）を応接するた^{よしあや}めであった（「義章様御事若殿様朝鮮御用為御見習御暇被為蒙仰初而御下向ニ付御国諸手配且御下着之上諸御手数向始終之覚書」〔國史編纂委員会所蔵「對馬島宗家文書」記録類 3732〕）。

*17 「朝鮮江御用之儀被仰渡候覚書并訳官渡海之時被仰聞候覚書之控帳」（國史編纂委員会所蔵「對馬島宗家文書」記録類 3593）。

*18 「訳官使」とは、一七〜一九世紀に朝鮮から派遣された倭学訳官（原則として、堂上訳官・堂下訳官一名ずつの計二名）を正使とする外交使節団（六〇〜一〇〇名程度で構成）のことである。訳官使については、近年研究が進められており、たとえば、池内敏「訳官使考」（同『絶海の碩学 近世日朝外交史研究』〔名古屋大学出版会、二〇一七年〕）、同「訳官使の接待空間」（同前掲『絶海の碩学』）などがある。

*19 「善隣通書 二十七 硫黄一件往復并小序」（國史編纂委員会所蔵「對馬島宗家文書」記録類 4776）。

*20 鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 旧記雑録追録 1』（鹿児島県、一九七一年）619号には、次のような幕府老中連署書状が掲載されている（ ）も含めて原文通り）。

進上之硫磺目録之通遂披露候之処、一段之御仕合候、恐々謹言

明暦二年三月廿一日 阿部豊後守

忠秋 判

松平伊豆守

信綱 判

松平大隅守殿

当時の琉球が明朝に対して硫黄を供出していたことを考えれば

(石原道博『日本乞師の研究』〔富山房、一九四五年〕一三一―一八七頁)、鹿兒島島津家から幕府に対して献上された硫黄も琉球産であった可能性が高い。量など不明な点が多いが、島津家による硫黄の献上行為自体が珍しいことから(上原兼善〔岡山大学名誉教授〕・麻生伸一〔沖縄県立芸術大学講師〕両氏の御教示による)、时期的にも符合する朝鮮への供出を目的としたものであったと考えたい。

*21 このことに関して『徳川實紀』には、「(明曆三年〔一六五七〕三月)廿五日朝鮮より願により。硫黄一萬斤かの國〔朝鮮王朝〕へつかはさる。よて宗對馬守義成より。禮曹參議がもとにをくる書簡を調て義成にたまふ。」とある(黒板勝美・國史大系編修会編『新訂増補國史大系 第四十一卷 徳川實紀 第四篇』〔吉川弘文館、一九六五年〕二一七頁)。こうした武器や兵器を供出する動きは、寛永初年(一六二〇年代)にも見られることから(たとえば、田中健夫『中世対外関係史』〔東京大学出版会、一九七五年〕二六五―二六七頁な

ど)、今後関連を追求していく必要がある。

*22 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』(創文社、一九八一年)一六九頁、尹裕淑ユンユクスク『近世日朝通交と倭館』(岩田書院、二〇一一年)一七〇頁。

*23 「自公儀朝鮮江硫黄被遣候御礼御家督之御慶新御印洪知事朴判事持渡之時覚」(國史編纂委員會所藏「對馬島宗家文書」記録類 3594)。

*24 「倭館館守」とは、倭館内での出来事を全て統括した對馬宗家の役人のことである。詳しくは、田代前掲『近世日朝通交貿易史の研究』一七七―一八一頁を参照のこと。

*25 江戸時代において、對馬宗家には二つの「居城」が存在した。一つは金石城、二つはさじきばら 棧原屋形である。前者は享祿元年(一五二八)に宗將盛が築いた金石屋形を原形とするものであり、江戸時代に改築がなされ、金石城となった。後者は延宝六年(一六七八)に落成したものであり、以後、對馬宗家の「居城」として機能する。江戸時代において二つの「居城」を有することはできなかったことから、幕府へは前者を「居城」、後者を「居所」として届け出たようである(「大衍院様御実録下書 一」〔長崎県對馬歴史研究センター所藏「宗家文庫史料」記録類 37/G11〕)。

*26 前掲「自公儀朝鮮江疏黄被遣候御礼御家督之御慶新御印洪知事判事持渡之時覚」。

*27 荒木和憲『中世対馬宗氏領国と朝鮮』（山川出版社、二〇〇七年）一一四・二六八頁。

*28 朝鮮通交（外交・貿易）再任後の義真図書返却（後述）に関する「覚書」に、古川家が図書の捺印を行っていた事実を示す史料がある（「覚」〔長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」一紙物 1072-105〕、強調符は本稿筆者による、以下同じ）。

覚

一、義真様御印（義真（二代藩主）図書）箱繪 共三

一、同御児名之御印（参満図書（義真児名図書））箱繪 共二

右両図書、平田隼人・杉村三郎左衛門（黒印）江、大目付吉

田兵左衛門（黒印）渡之、御印、押、古川蔵人名代仁孫右衛門・

児嶋甚五左衛門罷出ル

（一七〇五年）
宝永二乙酉年正月十四日

また、少し時代は遡るが、年寄中の職務について定めた壁書（一六七四年二月日）には、「一、書簡印箱之儀年寄共預置候間、月番之者詰間ニ可召置候、書翰印押申時者古川孫四郎并名代之者可罷出候

間、月番之者前ニ而押可申候、寄合日又ハ用事之刻宿江罷下候節ハ佑筆老人、書院小姓二人番申付置可罷下候事」とある（泉澄一『対馬藩の研究』（関西大学出版部、二〇〇二年）五頁）。「書簡印箱」が書契・図書ではない可能性もあるが、古川家が関与している事実を考えれば、書契・図書と見て間違いないだろう。

*29 米谷前掲「近世前期日朝関係における「図書」の使用実態」三頁。

*30 本章では特に断らない限り「義真様御隠居義倫様御家督記録 上」（長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類 1/15 ②153）による。宗義倫（四代藩主）の家督相続については、鶴田啓「近世大名の官位叙任過程―対馬藩主宗義倫、義誠の事例を中心に―」（『日本歴史』五七七、一九九六年）、大森映子「対馬藩宗家の仮養子史料―近世中期の相続問題を中心に―」（二〇一〇～一二年度科学研究費補助金 基盤研究（B）研究成果報告書『藩世界と東アジア世界―西日本地域を中心に―』（研究代表者：紙屋敦之、早稲田大学文学部、二〇一三年））でも取り上げられている。

*31 木挽町狩野家二代目。天和度信使（二六八二年）の際に、朝鮮国王へ贈る屏風を製作するなど、対馬宗家との関わりが深かったことで知られる（田代和生「朝鮮通信使行列絵巻の研究―正徳元年（一

七二一)の絵巻仕立てを中心に「『朝鮮学報』一三七、一九九〇年」(二七頁)。

*332 その理由について対馬宗家では、「以前者柳川豊前〔対馬宗氏重臣〕与申候而、代々御目見仕来候得共、先対馬守〔宗義成・二代藩主〕与主内之申分〔柳川一件〕有之而、従公儀流罪被仰付候、其後対馬守如何様ニ存候哉、家老共御目見致中絶候」と述べられている(前掲「義真様御隠居義倫様御家督記録 上」)。

*333 「義真様御事御隠居御願之覚書」(長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類 1/1/S②/150)。

*334 「寛政重修諸家譜」の「宗義倫」項にも、「元禄五年〔二六九二年〕六月二十七日封を襲、七月十二日襲封を謝するのとき家臣三人御前〔徳川綱吉〕に出る。のち代々例とす。」とある(高柳光寿・岡山泰四・齋木一馬編『新訂 寛政重修諸家譜 第8』「続群書類従完成会」、一九六五年)二六三頁)。

*335 多田はこれ以前(六月二二日)、家督相続後の献上物に関する指示を受けるため阿部用人のもとを訪れていたが、そのついでに義真時の先例(家督相続と同時に朝鮮通交(外交・貿易)を継承し、侍従にも任じられること)を説明している(前掲「義真様御事御隠居御

願之覚書」)。先に引用した史料冒頭の「扱又先頃、茂申上置候様ニ、…」とは、このことを指しているであろう。

*336 徳川綱吉(五代将軍)期の幕府側用人を介した官位昇進競争については、堀新「岡山藩と武家官位―池田綱政の少将昇進をめぐる―」(『史観』一三三、一九九五年)などで取り上げられている。

*337 將軍代替時に幕府へ提出する起請文は、宗義成(二代藩主)のときから確認できるが(前掲「起請文及び覚書看板」)、家督相続(藩主代替)時の起請文提出はこのときが初めてである。

*338 受領した義倫図書は、次のような一式であったことが窺える(「御印箱二入覚」〔長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」一紙物 1156-98〕)。

- 一、御印壺 (義倫図書)
- 一、同台壺
- 一、同外家金鉢壺
- 一、同皮きせ之外箱壺 金物有之
- 一、同紫縮緬風呂鋪壺
- 一、同溜塗外箱壺 金物有之
- 一、同蠟掛赤風呂敷壺

右者 義 倫 様御印也

*39 本章では特に断らない限り、「義方様御家督記録 一」（長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類 1/15②157）による。宗義方（根緒次郎）の家督相続に関しては、「朝鮮御役御譲記」（長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類「補遺」/*B/23）、「朝鮮御役御譲記書下書」（國史編纂委員會所蔵「對馬島宗家文書」記録類 5282）にも詳しいが、記載の内容が重複するため、引用は「義方様御家督記録 一」によった。

*40 「仮養子」とは、後継者が決定していない大名家や旗本が参勤交代などで江戸を離れるに際して、仮の後継者を指名しておく制度のことである。通常は実子がいないことを前提に、弟や甥など比較的近い血縁男子を指名することが多く、幕府老中に仮養子願いを提出することでそれが認められた（江戸帰着後、仮養子願いは返却される）。対馬宗家の場合、このときに仮養子願いを提出したのが始まりと言われており（大森前掲「対馬藩宗家の仮養子史料」一五頁）、長崎県対馬歴史研究センターには写が残されている（「義倫様御願書」〔長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」一紙物 748-4-8-1～2〕）。

*41 史料中に「：御家督記録焼失故、委細不相知也」とある（前掲「義方様御家督記録 一」）。

*42 国目付に関しては、慶安四年（一六五二）に萩毛利家に派遣された事例が、山本博文『江戸お留守居役の日記―寛永期の萩藩邸―』（講談社、二〇〇三年）三二二～三三六頁で紹介されている。

*43 たとえば、朝鮮貿易において「二重帳簿」を用い、一七世紀末期に長崎貿易を凌ぐほどの日本銀を朝鮮へ輸出していたことは有名である（田代前掲『近世日朝通交貿易史の研究』二六九～二七二頁）。

*44 明確な規定ではないが、大名家は一七歳を境に相続をめぐる扱いが大きく変わったという（大森映子『お家相続 大名家の苦闘』〔角川学芸出版、二〇〇四年〕一六～二二頁）。

*45 義真は隠居以来、対馬に在国していたことから、この度の上意は奉書にて伝達された。

*46 「天龍院様方兆徳院様迄朝鮮御用件被仰上書」（國史編纂委員會所蔵「對馬島宗家文書」記録類 6579）。

*47 義真は義倫へ家督を譲った時点で図書を返却していたことから、当初自身の児名図書（彦満図書）を使って朝鮮通交（外交・貿易）を再開しようとしていた。しかし朝鮮側の反対に遭い、返却した図

書そのもの＝義真図書を再び受領するに至る。これに伴って旧印と
なった義倫図書は、元禄九年（一六九六）度訳官使（下同知・宋判
事）を通じて返却がなされた。

*58 「御隠居様御自筆豊後守様方御差図被成候御状之御案文」（長崎県
対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」一紙物 1072-47）。

*59 勿論、朝鮮通交（外交・貿易）は、將軍（幕府）の任命事項であ
ったことから（「兎角者上（江戸幕府）之思召ニ応候様ニ仕度奉存候」）、
全てが義真に原因があったとは言えない。現にこのことに関して幕
府が許可した旨が「宗刑部大輔江之返事奥御右筆本間種左衛門ニ認
させ各披見ニ入遣之」（長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫
史料」一紙物 1083-55）に記されている。しかし、若年（幼少）の
義方に対して譲れないとする義真の主張がまずあって、朝鮮通交（外
交・貿易）が継承されなかったことを考えると、やはりその原因は
義真にあったと言わざるを得ない。

*60 突然命じられたわけではなく、このときも事前に義真が讓位の意
向を示し、それを幕府が認めるかたちで実現した。

*61 派遣されていなかったからこそ、このとき阿部に書契（和文案）
の内見依頼がなされたのである。

*62 長崎県対馬歴史研究センターには、実際に義方が提出した起請文
写が存在する（「御誓詞之写」（長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗
家文庫史料」一紙物 755-15-1～3））。なお、「誓詞」「誓旨」「起請文」
は同じものであり、対馬宗家文書の中でも特に区別されていない。

起請文前書

一、今度（宗義方・五代藩主）私儀、朝鮮国之御用如先規被仰付之候、弥重

公義大切相勤可申候事

一、日本・朝鮮通用之儀、心之及候程入念御為能可仕候、若御

隠密之儀被仰出候共、一切他言仕間鋪候事

一、朝鮮通用書簡之儀、入念私無之様可仕候、尤日本之儀朝鮮

与存替申間鋪候事

一、異国江御制禁之武具、朝鮮国江不相渡候様堅可申付候事

一、従前之御法度之趣堅相守、自今以後被仰出候儀猶以同事

可相守候、御一門始諸大名与以悪心申合一味仕間敷候、万

悪事相頼族於有之者、早速可申上候事

右條々雖為一事於致違犯者

（神文省略）

御血判

(一七〇一年)
元禄十四辛巳年九月廿七日

(義方・五代藩主)
宗対馬守 御据判

(正武・幕府老中)
阿部豊後守殿

(政直・幕府老中)
土屋相模守殿

(長重・幕府老中)
小笠原佐渡守殿

(番朝・幕府老中)
秋元但馬守殿

(正通・幕府老中)
稲葉丹後守殿

(重玄・幕府大目付)
安藤筑後守殿

また、義方(五代藩主)のものではないが、國史編纂委員會には宗義誠(旧名・方誠、六代藩主)、方熙(七代藩主)、義如(八代藩主)が幕府に提出した藩主代替起請文に関する記録が伝来している。それぞれの表題を確認すると、「方誠様朝鮮御役被為蒙仰候付御用番井上河内守様ニ而御誓旨被遊候次第日帳抜書」(國史編纂委員會所蔵「對馬島宗家文書」記録類 4169)、「方熙様朝鮮御役被為蒙仰候付御用番松平左近將監様於御宅御誓旨被遊次第日帳抜書」(同所蔵「對馬島宗家文書」記録類 4177)、「義如公殿様御家督并朝鮮御役被為蒙仰候付先格之通御用番酒井讚岐守様御誓詞被來候覚書」(同所蔵「對馬島宗家文書」記録類 5361)であり、「朝鮮御役」を命じられたので起請文を提出する、といった流れであったことが分かる。

*30 ちなみに江戸家老の將軍御目見は、家督相続後まもなく行われていた(一六九四年一月二八日)。これは直接的に朝鮮通交(外交・貿易)と関わるものではなかったことを表すものであろう。

*31 義方が受領した図書については、「御印替御使者記録」(國史編纂委員會所蔵「對馬島宗家文書」記録類 3480)に図入りで紹介されている。

*32 児名図書は「受給者個人に直結した、属人性の強い図書」であったことから、受領者が死去するまで返却しなくてもよいとの考えが對馬宗家にはあったという(米谷前掲「近世前期日朝関係における「図書」の使用実態」一二頁)。そのため児名図書(彦満図書)は、義真隠居時ではなく、義真が死去したタイミングで返却されたのである。

*33 大森映子氏は、朝鮮通交(外交・貿易)に再任された義真の立場を「朝鮮御用補佐」と表現する(大森前掲「對馬藩宗家の仮養子史料」四頁)。「補佐」の言葉には、メインの義方と、それを支える義真という構図が含意されているが、これまで見てきたことから明らかのように、義方は朝鮮通交(外交・貿易)そのものを継承していなかった。「補佐」という言葉が適当となるのは、義方が朝鮮通交

(外交・貿易)を命じられて以後のことであろう(前掲「天龍院様方兆徳院様迄朝鮮御用件被仰上書」には、「元禄十四辛巳年(一七〇一年)九月、朝鮮御用義方江被仰付、隠居義真儀者後、見可仕旨被仰付」とある)。

*57 たとえば義倫(四代藩主)は、家督相続と同時に朝鮮通交(外交・貿易)を継承してはいたが、盛岡南部家の江戸家老と一緒に、將軍への披露がなされていたことを考えれば、朝鮮通交(外交・貿易)とは無関係であったことが理解できる(前掲「義真様御隠居義倫様御家督記録 上」)。

*58 義方(五代藩主)代始めの判物改も、家督相続直後ではなく、初回国後、すなわち朝鮮通交(外交・貿易)を継承し、藩主になった後に行われている。

*59 宗義智(初代藩主)死後、義成は家督相続と朝鮮通交(外交・貿易)の継承を実現して二代藩主となっていたが、朝鮮通交(外交・貿易)に関しては、さらに柳川調興(対馬宗氏重臣)に託して執り行っていたようである。この点については別稿を用意している。

*60 以上は、前掲「天龍院様方兆徳院様迄朝鮮御用件被仰上書」、「義和様御隠居義達様御家督記録 乾」(九州国立博物館所蔵「対馬宗家文

書」P1516)より。

*61 大森前掲「対馬藩宗家の仮養子史料」。

*62 池内敏『大君外交と「武威」』近世日本の国際秩序と朝鮮観(名古屋大学出版会、二〇〇六年)二四四頁。事件については、池内敏『叢書 東アジアの近現代史 第3巻 日本人の朝鮮観はいかにして形成されたか』(講談社、二〇一七年)六三〜九一頁にも紹介されている。

*63 詳細は、池内前掲『大君外交と「武威」』三〇五〜三一二頁を参照のこと。

*64 対馬宗家が幕府へ提出した一四ヶ条の訴えの中に、「殊刑部大輔〔宗義真〕江役儀被仰付置候規模も無之候故、願者如何様之訴訟にても、日本国と朝鮮国とハ古来より契約有之而、何事ニ而も対州より取次不申候而者、御聞届不被成筈ニ候」(第一条)や、「彼国〔朝鮮王朝〕より日本江通用之儀者、此方御家〔対馬宗家〕ニ申達候而通交仕り、他国江直ニ通用仕間敷旨古来より申合有之事ニ候」(第九条)などがあり(池内前掲『大君外交と「武威」』三〇九〜三一二頁)、義真の率直な意見が述べられている。

*65 阿部正武(幕府老中)が朝鮮御用老中に就任した際、義真(三代

藩主)は「朝鮮向之御用之義大切ニ奉存候付、親類縁者ニ至迄曾而不申聞候、何時も(亦義真・三代藩主)私 被召寄可被仰聞候、事之品ニ方輕キ事ハ私家来被召寄、御家来衆ヲ以被仰付候か、御手紙ニ而も被下候か、とかく他所へ不承候様ニと奉存候、朝鮮向之様子不存人間ニ加り候而ハ不宜存候」と述べ、朝鮮通交(外交・貿易)に他の者が加わることはないよう注意を促していた(古川祐貴「対馬宗家と朝鮮御用老中」『日本歴史』八三一、二〇一七年)二四頁)。

*66 (これまで継承に何の縛りもなかった朝鮮通交(外交・貿易)を、家督相続の慣例であった「一七歳の制約」に当てはめることで義真(三代藩主)は、朝鮮通交(外交・貿易)の「引き上げ」を図ったものと考えられる(義真が病身であったということも、より一層その重要性をアピールすることになったであろう)。あるいは若年(幼少)の義方にすでに家督を相続させていたことを考えれば、義真の中で朝鮮通交(外交・貿易)は、家督相続以上に重要視されるべきもの、といった認識があった可能性がある。

*67 先に述べたように、この後しばらくは一七歳以上の人物しか仮養子に指名されなくなる。